

衛生的な井戸水を利用するため、年1回は水質検査を受けましょう

水質検査は、次の11項目について行いましょう。

11項目

- ◆ 一般細菌
- ◆ 大腸菌
- ◆ 亜硝酸態窒素
- ◆ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ◆ 塩化物イオン
- ◆ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- ◆ pH値
- ◆ 味
- ◆ 臭気
- ◆ 色度
- ◆ 濁度

また、井戸水の水質は、井戸周辺の環境変化や井戸の変更（位置や深さ）による影響を受けることがありますので、これらの状況に応じて、以下の表（その他40項目）から必要な項目を追加して検査を行いましょう。

その他40項目

- | | | | |
|------------------|-------------------------------------|----------------|--------------------|
| ◆カドミウム及びその化合物 | ◆1,4-ジオキサン | ◆ジブromクロロメタン | ◆銅及びその化合物 |
| ◆水銀及びその化合物 | ◆シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | ◆臭素酸 | ◆ナトリウム及びその化合物 |
| ◆セレン及びその化合物 | ◆ジクロロメタン | ◆総トリハロメタン | ◆マンガン及びその化合物 |
| ◆鉛及びその化合物 | ◆テトラクロロエチレン | ◆トリクロロ酢酸 | ◆カルシウム、マグネシウム等(硬度) |
| ◆ヒ素及びその化合物 | ◆トリクロロエチレン | ◆プロモジクロロメタン | ◆蒸発残留物 |
| ◆六価クロム化合物 | ◆ベンゼン | ◆プロモホルム | ◆陰イオン界面活性剤 |
| ◆シアン化物イオン及び塩化シアン | ◆塩素酸 | ◆ホルムアルデヒド | ◆ジェオスミン |
| ◆フッ素及びその化合物 | ◆クロロ酢酸 | ◆亜鉛及びその化合物 | ◆2-メチルイソボルネオール |
| ◆ホウ素及びその化合物 | ◆クロホルム | ◆アルミニウム及びその化合物 | ◆非イオン界面活性剤 |
| ◆四塩化炭素 | ◆ジクロロ酢酸 | ◆鉄及びその化合物 | ◆フェノール類 |

[水質検査機関]

水質検査は、水道法に基づく登録水質検査機関や建築物衛生法に基づく水質検査登録業者で受けられます。

保健所では千葉市内の検査機関をご案内しているほか、水質検査の受け方、検査結果の見方、安全に管理する方法について相談をお受けしています。水質基準を超える結果が判明したときは、ただちに保健所まで相談してください。

飲み水のご相談は **千葉市保健所 環境衛生課 施設指導班**へ

- TEL 043-238-9940
- FAX 043-238-9945
- E-Mail kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp
- 環境衛生課HPアドレス

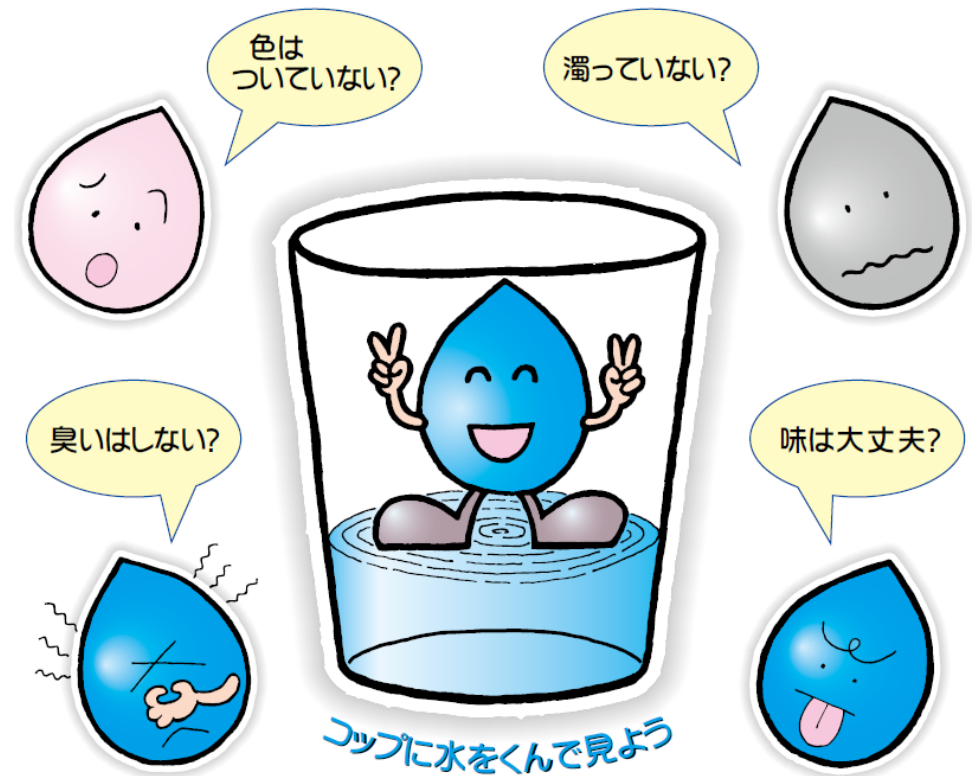
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/index.html>



（QRコードを読み取ると環境衛生課ホームページにジャンプします。）

井戸水のはなし

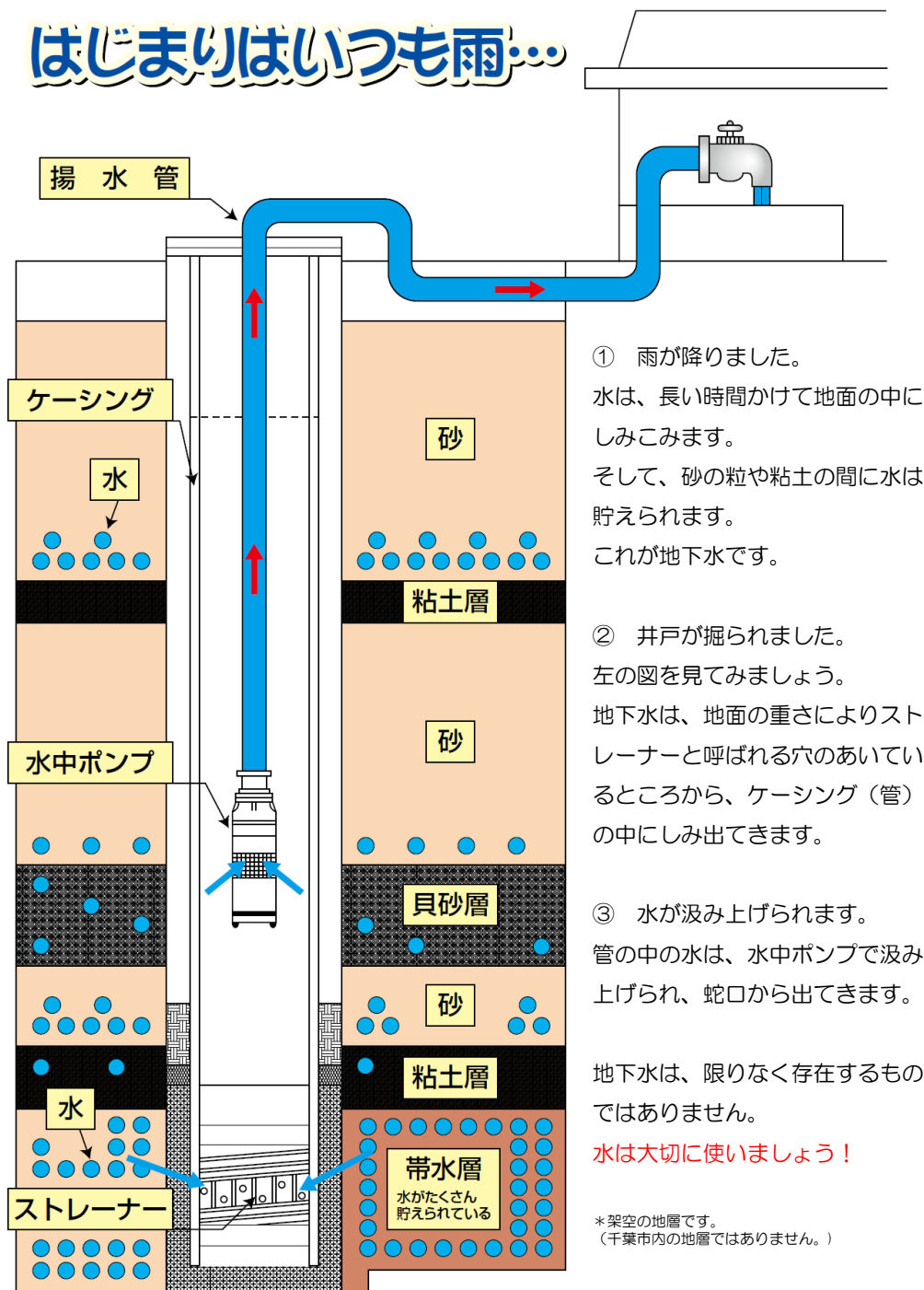
★井戸水を安心して飲むために★



千葉市保健所 環境衛生課

井戸のしくみ

はじまりはいつも雨…



① 雨が降りました。
水は、長い時間かけて地面の中にしみこみます。
そして、砂の粒や粘土の間には水は貯えられます。
これが地下水です。

② 井戸が掘られました。
左の図を見てみましょう。
地下水は、地面の重さによりストレーナーと呼ばれる穴のあいているところから、ケーシング（管）の中にしみ出てきます。

③ 水が汲み上げられます。
管の中の水は、水中ポンプで汲み上げられ、蛇口から出てきます。

地下水は、限りなく存在するものではありません。

水は大切に使いましょう！

* 架空の地層です。
(千葉市内の地層ではありません。)

水質検査で井戸水の汚染がわかります

お使いの井戸水を衛生的に管理するには定期的な水質検査の実施が有効です。

みなさんから相談が寄せられることの多い検査項目

- ・ 一般細菌
- ・ 大腸菌
- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

一般細菌 (基準値：100個/mL以下)

一般細菌は、汚れている水ほど多く検出される傾向があります。この検査は、病原性のある微生物を検出するために行うものではなく、水の汚染を判断する指標として検査するものですが、多量に検出される場合は病原性微生物に汚染されている疑いもあります。

大腸菌 (基準値：検出されないこと)

大腸菌は、人や動物の腸管内に由来する微生物です。大腸菌が検出された場合は、井戸水が人や動物の糞便に汚染されている疑いがあります。

- 一般細菌・大腸菌は煮沸すると死滅します。
- 塩素滅菌装置を設置し、消毒して安心な井戸水を使用しましょう。
(既に設置済の場合は、装置が適正に稼働していることを定期的を確認しましょう。)
- 上水道の給水地域内にお住まいの方は、水道へ切り替えることをお勧めしています。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (基準値：10mg/L以下)

硝酸態窒素や亜硝酸態窒素は、窒素肥料、畜産排水、生活排水などに由来します。これらを高濃度に含む水を乳児が飲み続けると、メトヘモグロビン血症という酸素欠乏と同じような症状を引き起こすことがあります。

- 飲用にはミネラルウォーターなど市販水を利用しましょう。
- 除去能力がある家庭用浄水器（イオン交換方式、逆浸透膜方式）を使用することも一つの方法です。
- 上水道の給水地域内にお住まいの方は、水道へ切り替えることをお勧めしています。

平成26年4月1日に水質基準に関する省令が一部改正され、亜硝酸態窒素のみの基準値が追加されました。(基準値：0.04mg/L以下)